

主な指摘事項【認可外保育施設】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
認可外	職員配置基準	保育に従事する者は全て出退勤時間の記録等を行い、勤務時間を明確にすること。 保育に従事する者の有資格者（保育士又は看護師）の数について、保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設は1人）以上の有資格者を配置すること。 保育に従事する者の数について、主たる開所時間である11時間については、常時、複数配置すること。	25件
認可外	児童の健康診断	児童の健康診断について、継続的に保育している児童は入所時及び1年に2回（おおむね6月毎）実施すること。なお、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 継続して保育している乳幼児について、身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月行うこと。	21件
認可外	掲示事項	施設及びサービスに関する内容の掲示について、必要項目を記載した書面を作成し、サービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示すること。	19件
認可外	面積基準	建物その他の設備の規模及び構造（レイアウト及び面積内訳）について、設置届の内容と実態が異なるため、変更届を提出すること	14件
認可外	労働基準法の遵守	雇用契約書または労働条件通知書等により、職員に対し労働条件を明示し、その控えを園で保管すること。また、労働者名簿を作成し備え置くこと。	12件
認可外	書面交付事項	利用者に対する契約内容の書面等による交付について、必要項目を記載した書面により説明を行なうこと。	11件
認可外	非常災害対応	災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された非常災害に対する具体的計画が策定されていない。消防計画等の具体的な計画を策定すること。	9件
認可外	保育環境の整備	2階の保育室について、建物が耐火建築物又は準耐火建築物が明確でない。また、階段が1箇所しかない等、非常時に避難するための設備が不足している。保育室を2階に設置する条件を満たすことが困難な場合は、2階での保育は行わないこと。 調理器具が設置されている調理室は乳幼児が簡単に立ち入ることができないよう区画すること。	7件
認可外	事故防止	事故発生時の対応について、事故報告書の様式を整備し、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること。 賠償責任保険に加入する等、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えること。	6件
認可外	安全点検の実施	保育室内の安全点検を定期的の実施し記録を残すこと。	6件
認可外	消防設備の点検	消防設備の点検について、建物全体で点検を実施し、その結果を建物管理者から消防署長へ報告しているとのことであるが、保育施設においても報告書控えの写し等を保管し、適切に点検及び報告がされていることを確認すること。	6件
認可外	指導計画の内容	保育計画について、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられ、健康的な生活リズムが保たれるよう配慮がなされた保育の計画を定め、その計画に基づき保育を実施すること。	5件
認可外	職員の健康診断	職員の健康診断について、採用時及び1年に1回実施すること。	5件
認可外	救命訓練の実施	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に訓練を実施すること。	5件
認可外	避難訓練の実施	避難訓練について、年間計画を作成し毎月実施すること。	3件
認可外	午睡の確認方法	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態の観察について、夜間の睡眠時についても午睡時と同様のチェックを行なうこと。	3件
認可外	予定献立の作成	食について、食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ献立を作成し、その献立に基づき調理すること。	2件
認可外	衛生管理	調理済みの食品を常温で数日保管した後に園児のおやつとして提供している。衛生面の観点から給食の調理は基本当日に行なうこと。 哺乳ビンを使用するごとに洗浄及び滅菌すること。	2件
認可外	調理従事者等の検便	調理（調乳）に携わる職員について、月1回検便を実施すること。	2件
認可外	消防計画の作成	収容人員が30人以上のため、防火管理者が園独自の計画を作成し消防署長へ届出を行うこと。	1件

計164件